

四万十市立八束小学校「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。このようないじめは大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いのにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもの模範となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑屈な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、いじめの解決として、子どもたち一人ひとりが「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりを進めるとともに、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを、県民一人一人が、主体的に進めなければならない。

このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向けて、平成 26 年 3 月に「高知県いじめ防止基本方針」が策定された。しかしながら、基本方針の解釈や適用の仕方等について、関係者の認識やとらえ方の違いから、いじめの解消に向けた取組が迅速に進まないという事案も見受けられる。われわれ教職員は、子どもたちの中で起こる様々な課題をしっかりと共有するとともに、課題を解消していく道筋や、解消後のあるべき姿について共通認識を図り、ベクトルを同じくして見守り、支えていかなければならない。そのために、四万十市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者は連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組み、地域ぐるみで、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することができるよう「八束小学校いじめ防止基本方針」を改訂した。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

(1) 基本方針の目的

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、四万十市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

第2 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合ひであっても、見えぬ所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第3 いじめの理解、取組の視点

いじめ問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりと対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらとらわれるのではなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

そして、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うに委縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者はいじめの未然防止、対応、再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し子どもたちを見守り支えていくことが重要である。

第4 いじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止

① 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

○「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進

児童生徒が、それぞれの立場で自分についてよく知り、集団の中での自分をしっかりと位置付け、将来を切り拓いていくためには、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大事にしながら、それぞれの「夢」や「志」を育てていかなければならない。そのために、「学力向上」「基本的生活習慣の確立」「社会性の育成」の三本柱の取組を通してキャリア教育を推進する。

○自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

児童生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した市町村ぐるみの道徳教育を推進する。拠点地域における取組を県全体に普及して、県全体で家庭・地域と連携した道徳教育を推進し、児童生徒の道徳性の向上を図る。また、児童生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育むため、分かる授業を実践し学力を向上させる取組やことばの力を高めるための読書活動、対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を充実する。さらに、生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識等を育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。あわせて、児童生徒のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催する。

○情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

○人権感覚を育む人権教育の推進

児童生徒の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて人権教育を基盤とした学級づくり、学校づくりに取り組む必要がある。そのためには、児童生徒が自他の大切さを強く自覚し、よさを認め合える人間関係を協力してつくることできるように、児童生徒に関わる教職員の人権感覚を育成するための研修機会を積極的に提供する。

② 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

○学校経営に生徒指導の三機能を位置付けた取組の推進

いじめを生じさせないためには、児童生徒が安心して過ごせ、「夢」や「志」、自信をもてる学校を実現することが必要であり、学校の教育活動全体を通して、すべての児童生徒を対象に、自己肯定感や自己有用感を高め、社会性を育むことを意識した生徒指導を組織的に推進していくことが重要である。

そのため、授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の三機能（自己決定の場

を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育てる)の視点を位置付けた取組の推進を図る。

○児童生徒の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、学級活動やホームルーム活動を通して、児童生徒の身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくことや、児童会・生徒会活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画することが重要である。

そのために、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議等を行うなど、児童会・生徒会活動の活性化を図る。さらに、各学校において、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的な活動を支援する。

③ 教職員の資質能力の向上

学校におけるいじめの未然防止の取組については、いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、校長を中心に組織的な協力体制を確立して実践に当たる必要がある。

○校内研修の実施の促進

各学校で、年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修の実施を促すとともに、研修資料・情報提供等の支援を行う。

また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図る。さらに、「いじめ対応マニュアル『子どもたちの笑顔のために』」や「生徒指導ハンドブック」、「学級経営ハンドブック」、「Let's feel じんけん」等、指導資料を活用した校内研修の実施の促進・活性化に向けて、研修会等で具体的な活用方法の周知・普及を図る。

○集合研修の充実

子どものモデルとなる教職員の人権感覚を育成するため、教育センター等での研修を系統的・計画的に実施する。また、管理職等を対象に、人権教育の推進に関する研修を実施し、いじめの問題等に対する組織的な未然防止体制の充実を図る。

○障害のある児童生徒に対する指導の在り方についての理解

障害のある児童生徒が、周囲の児童生徒に十分に理解されず、いじめの「被害」を受けないよう、教職員を中心とした周りの大人が最大限の支援を行わなければならない。そのためには、教育的な活動を通して障害に対する理解を周囲に促すとともに、障害のある児童生徒だけでなく、生活の中でつまづきやすい児童生徒を含めた、すべての児童生徒が互いの特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行う必要がある。

また、障害のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する等、早期からの支援体制をいっそう整備するとともに、「就学时引き継ぎシート」、「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎなどを効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図る。

(2) いじめの早期発見

教職員はいじめの早期発見のために、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり刑したりすることなく、いじめを積極的に認知して、解消へ向けた取組につなげていくようにする。

① いじめの実態把握

年2回以上、県教育委員会が作成した「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、学校の実情に応じて、個別面談、日記や家庭訪問などさまざまな取組を組み合わせ、いじめの認知に努める。なお、学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検する。

② 相談支援体制の整備・充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図り、校内支援会の充実や組織的な校内の支援体制を整備し、いじめの未然防止・早期発見・早期解決につなげる。また、心の教育センター、少年サポートセンター、児童相談所等における相談や、「24 時間子供SOSダイヤル」など、児童生徒が必要に応じて活用できるよう、積極的に周知する。なお、周知の際には児童生徒に対し、自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させるよう努める。

③ いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。（教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施）
- 児童の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- 気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、たとえば5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく（個人情報の管理に注意することも盛り込む）。
- 得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- 出席を確認する時に一人一人の顔を見て声を聞く。
- 学級の様子を連絡帳からもうかがう。
- 学習ノートや連絡帳等、教職員と児童の間で交わされる日記等も活用する。
- 保健室の様子を聞く。
- 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。（学校コーディネーターの活用と校内支援会の活用を行う）
- 児童が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気をつける。
- やっとの思いで相談したのに、うるさがられたり、後で話を聞くとって対応してもらえなかったりする等がないようにする。
- 校舎内に相談箱を設置したり、相談電話等を活用したりする。
- 児童や保護者に「24 時間相談ダイヤル」の周知をする。
- 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から児童への態度や関わり方を見直す。

(3) いじめへの対処

- 速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任を持つ。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 学校における情報モラル教育を進める。
- ①「緊急学校支援チーム」等の派遣
 - いじめにより児童生徒の生命に関わるような緊急事案が発生した場合や、学校だけでは解決が困難な事案について、指導主事等の職員、臨床心理士、弁護士、教員経験者、警察経験者等で構成された「緊急学校支援チーム」等を派遣してもらい、児童生徒やその保護者及び教職員の心の安定を図るとともに、日常の学校生活への回復に向けた適切に支援を行う。
- ②インターネット上のいじめへの対応
 - インターネット上のいじめの早期発見・早期対応のための体制整備を図る。

(4) いじめに対するの具体的対応、措置

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応としていく。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- 教職員等がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止等対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。なお、その業務は、他の業務に優先して行う必要があり、即日、当該情報を速やかに報告することとする。

○いじめが解消している状態の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

第5 PTAや地域の関係機関等と連携

①PTAや地域の関係機関との連携促進

○PTAや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。

○いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

②地域とともにある学校づくり

○学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

③地域や家庭との連携

○児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関する家庭でのルールづくりを推進する。

○地域学校協働本部、放課後子ども教室・放課後児童クラブ等、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。また、民生委員・児童委員や主任児童委

員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築していく取組を進める。

- 学校いじめ防止基本方針について、学校のホームページへ掲載するなどの方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、必ず入学式・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明を行うこととする。

第6 学校いじめ対策組織の設置

該当組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。該当組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、該当組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うために、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずにすべて該当組織に報告・相談する。加えて、該当組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認識した情報の集約と共有化を図る。

また、該当組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等のとりくみについて PDCA サイクルで検証を担う。

①組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正（別紙Ⅰ参照）
- いじめ防止等の対策の取り組みに関するチェックシート（教職員用・児童生徒用・保護者用）の作成・検証・修正
- いじめの相談窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする。

②組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当者、人権教育主任、養護教諭、中村警察署生活安全課少年係等、とする。

個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

③組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、SC 等の外部専門家の助言を得る。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて SC 等の専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

第7 いじめ防止のための取組

<学校づくり・授業づくり>

- すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進める、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
- 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合い、全教職員で、わかる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくっていく。
- 日々の授業の中で当たり前発言したり聴いたりする姿勢を育てていく

<集団づくり・生徒理解>

- すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作りだしていく。
- 障害（発達障害を含む）のある児童についての理解を深める。
- 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- 学級活動の時間など、学級単位の指導を、児童生徒のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるような指導計画などを考える。

<生徒指導>

- チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校として揃えていくべき事柄を確認する。
（学習規律の徹底）
- いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認することがないようにする。
- 児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるように働きかけること。

<自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進>

- 児童生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した道徳教育を推進する。

<情報モラル教育の充実>

- インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を

行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

<児童生徒の主体的な活動の推進>

- いじめを生じさせない、許さない学校づくりを推進するために、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議等を行うなど、児童会・生徒会活動の活性化を図る。さらに、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的な活動を推進する。

<教職員の資質能力の向上>

- 授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ、実施していく。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- すべての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。

<教職員の資質能力の向上>

- 年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校として組織的な対応を図るための校内研修を実施する。また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を実施する。

第8 教育相談、相談支援体制の充実

- 校内支援会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制を確立する。

第9 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)を参考として、適切に対処することとする。

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

①重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

②調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

第10 取組の評価等(PDCA サイクルについて)

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
- 毎年、いじめ問題への取組の実施状況について達成状況を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。